

Topics | トピックス

- ◆ 2026年4月から適用される在職老齢年金の改正について
- ◆ 日本年金機構から令和8年度計画（案）が示される
- ◆ 非正規職員・従業員に就いた主な理由は「自分の都合のよい時間に働きたいから」
～総務省「2025年労働力調査（詳細集計）平均結果」～
- ◆ 一般労働者の2025年現金給与総額は465,923円～厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025年分結果確報」～
- ◆ 被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて～「日本年金機構からのお知らせ 2月号」～
- ◆ 2025年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.8%

◆2026年4月から適用される在職老齢年金の改正について

令和7年年金制度改正法（令和7年法律第74号）に基づき、2026年4月から在職老齢年金の支給停止調整額が月51万円から65万円に引き上げられる（図1）。平均寿命や健康寿命が延びる中で、高齢者の就労を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、改正の趣旨となっている。なお、65万円を超えて支給が行われても、実際に支給される年金額と賃金の合計額はなだらかに増加する仕組みとなっており、手取り収入が減少しないよう設計されている（図2）。

改正後の年金支給額の計算方法（月額）

1. 基本月額と総報酬月額相当額との合計が**65万円※以下**の場合
⇒**全額支給**
2. 基本月額と総報酬月額相当額との合計が**65万円※超**の場合
⇒**基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円※) ÷ 2**

※2026年度の支給停止調整額。

<図1> 比較1：改正前と改正後における年金支給額のイメージ

例：基本月額（老齢厚生年金額）が10万円、総報酬月額相当額（賃金）が46万円の受給者の場合
（標準報酬月額36万円、標準賞与額120万円 [月額10万円]）



※老齢基礎年金は調整の対象になりません。

<日本年金機構ホームページ「在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式」より>

<図2> 比較2：改正前と改正後の支給停止額

○ 基準額が月額51万円の場合の停止額(月額) (単位:万円)

基本月額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	41万円	46万円	51万円	56万円	61万円	66万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
10万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5
15万円	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15
20万円	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5
25万円	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20

○ 基準額が月額65万円に引き上げられた場合の停止額(月額) (単位:万円)

基本月額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5
10万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5
15万円	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5
20万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
25万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5

※ ■は月額51万円の基準額をもとに全額支給される箇所、■は月額65万円の基準額をもとに全額支給される箇所。

例えば、基本月額が10万円の人の場合、年金が全額支給となる総報酬月額相当額は、41万円から55万円へ引き上げられることになる。

<日本年金機構ホームページ「在職老齢年金早見表」より>

◆日本年金機構から令和8年度計画(案)が示される

厚生労働省は、2月25日に第82回社会保障審議会年金事業管理部会(部会長は松山遙(まつやまはるか)弁護士、部会長代理は辻 琢也(つじたくや)一橋大学大学院法学研究科教授)を開催した。「日本年金機構の令和8年度計画の策定について」が主な議事とされ、「日本年金機構令和8年度計画(案)」が了承され、厚生労働大臣の認可手続きが進められることとなった。

【日本年金機構 令和8年度計画(案)の概要】

日本年金機構は、「第4期中期目標期間の折り返し地点(3年度目)となる令和8年度においては、社会全体におけるデジタル技術の進展、老齢年金の相談・請求件数の増加、年金制度改正の施行、その他社会環境の変化等の動向を踏まえつつ、下記(表1参照)の施策に重点的に取り組み、基幹業務の推進及びお客様サービスの一層の向上を図る」とした。

令和8年度計画策定に向けた課題は、「I 提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」、「II 業務運営の効率化に関する事項」、「III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項」、「IV 予算、収支計画及び資金計画」、「V 不要財産または不要財産なることが見込まれる財産の処分に関する計画等」に分類された。

このうち、「I 提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に定められたものは表2のとおり。なお、「年金委員に対する活動支援の強化」が挙げられ、下表の2点が目標とされた。そのなかに、「組織的活動の活性化」とはあるが、長年課題であった「組織化」をどのように考えるか、いつ、どのように実現するかなどの具体的な方策は示されていない。

<年金委員に対する活動支援の強化>

- ・年金委員の活動に必要な情報を本部から毎月発信し、それを踏まえた年金委員の活動内容の把握に努める。地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。
- ・機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報するとともに、企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化し、年金委員の委嘱拡大を図る。

<表1> 令和8年度計画(案)における主な施策

主な施策	概要
オンラインサービスの進展を踏まえたチャンネル戦略の着実な実行	<p>① 各チャンネルを効率的・効果的に連動させ、お客様サービスの質を高めるとともに、機構の業務を正確で効率的なものにするため、次期中期計画終了時点に到達すべきチャンネルのビジョンの実現に向けた取組事項を着実に実行する。</p> <p>② 年金制度改正の施行や老齢年金の相談・請求件数の増加等の環境変化にも対応するため、各種オンラインサービスの更なる利用促進、オンラインによる年金相談サービスの拡充を行う。</p> <p>③ 電子データによる「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理を一層推進し、電子申請された老齢年金請求書のデジタルワークフローの構築や、生成AI等のICT活用による機構内部の業務効率化を拡大する。</p>
基幹業務の更なる高みへの挑戦	<p>① 国民年金保険料の納付率について、効果的・効率的な施策を実施し、現年度納付率は前年度維以上の実績を確保し、最終納付率は80%台半ば(前年度実績以上)を確保する</p> <p>② 厚生年金保険適用調査対象事業所の効率的かつ的確な把握及び加入指導等による未適用事業所の更なる解消を図る。</p> <p>③ 事業所の実情に即した適正な納付計画策定と履行管理により、厚生年金保険等の保険料収納率について、令和元年度徴収実績99.1%(厚生年金保険料)への回復を見据えた前年度と同等以上の水準を確保する。</p> <p>④ 老齢年金の相談・請求件数の増加に向け、安定した窓口体制・審査体制を維持するため、年金事務所(お客様相談室)、事務センター及び中央年金センターの組織体制・人員体制を整備する。</p> <p>⑤ 段階的に施行される年金制度改正を着実に実施するため、改正内容や施行時期に応じて計画的かつ効果的な周知・広報等を実施する。</p>
職員一人ひとりが活躍できる職場環境の整備	<p>① 職員全員が性別を問わず働きやすい環境を整備するための、働き方改革の更なる促進、育児・介護休業法等に基づく各種休暇制度の取得促進に引き続き取り組む。</p> <p>② 特に、女性の一層の定着と活躍の推進を図るための女性管理職比率の更なる向上に向けた取組を実施し、多様な雇用形態への対応として、障害者雇用、高齢者層の活躍を推進する。</p>

<表2> 令和8年度計画策定に向けた課題 … I 提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

項目	令和8年度計画策定に向けた課題
1 国民年金の適用促進対策	○制度周知及び制度理解の促進 ・確実な適用の実施 ・制度周知及び制度理解の促進
2 国民年金の保険料収納対策	○地域実情や未納者を踏まえた納付率の向上に係る取組 ・納付率などの目標・収納対策(地域の実情を踏まえた対策、長期未納者への納付督促と若年者に対する納付督促) ○納めやすい環境の整備 ○外国人に対する制度周知・保険料収納対策 ・多言語対応等の環境整備、本部及び年金事務所における関係機関との連携等
3 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	○未適用事業所の適用促進対策 ○事業所調査による適用の適正化
4 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	○収納率の目標・納付指導及び滞納処分等
5 年金給付	○年金事務所におけるお客様相談室の体制整備 ○中央年金センターの安定的な事務処理体制の確立 ○障害年金業務の適正かつ安定的な運営 ○お客様サービスの向上
6 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	○年金記録の確認等の対応 ○年金記録の正確な管理等の実施
7 年金相談	○年金事務所での相談 ○コールセンターでの相談
8 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	○分かりやすい情報提供の推進 ○公的年金制度に対する理解の促進 ○お客様サービスの向上
9 年金制度改正等への対応	○年金制度改正への対応 ○番号法改正等への対応 ○その他の制度改正への対応

◆非正規職員・従業員に就いた主な理由は「自分の都合のよい時間に働きたいから」 ～総務省「2025年労働力調査（詳細集計）平均結果」～

総務省は2月13日、「労働力調査（詳細集計）2025年平均結果」を公表した。これによると、非正規の職員・従業員数は2,128万人と前年平均より2万人の増加となった。男女別にみると、男性は678万人と4万人の減少、女性は1,450万人と6万人の増加。非正規の職員・従業員に就いた理由は、男性で「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最も多く、次いで「正規の職員・従業員の仕事がないから」。女性は「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最も多く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」。

失業者数をみると、失業期間が1年以上の失業者数は55万人で前年平均よりも1万人の増加であった。うち、2年以上の失業者数は前年平均と同じ31万人であった（表1）。

<表1> 失業期間別失業者数の推移

(単位：万人)

	総数	3カ月未満	3カ月以上	1年以上				
				3～6カ月未満	6カ月～1年未満	1年以上	1～2年未満	2年以上
2021年	214	79	133	31	33	69	32	37
2022年	198	75	120	28	26	66	28	38
2023年	198	82	112	22	22	59	23	35
2024年	195	83	108	26	26	54	23	31
2025年	194	83	109	25	25	55	24	31

◆一般労働者の2025年現金給与総額は465,923円

～厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025年分結果確報」～

厚生労働省は2月25日「毎月勤労統計調査 2025年分結果確報」を公表した。名目賃金（1人平均）をみると、全体の現金給与総額（企業規模5人以上）は355,941円で前年より2.3%の増加となった。所定内給与（超過労働分を除く給与額は、267,532円で2.0%の増加。現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は465,923円（2.9%増）、パートタイム労働者は114,527円（2.3%増）であった。産業別（一般労働者、企業規模5人以上）にみると、「電気・ガス業」が653,339円で最も高く、次いで「金融業、保険業」の600,357円、「学術研究等」の570,224円となった。最も低かったのは「飲食サービス業等」の361,140円で最も高い「電気・ガス業」と292,199円の差がある。

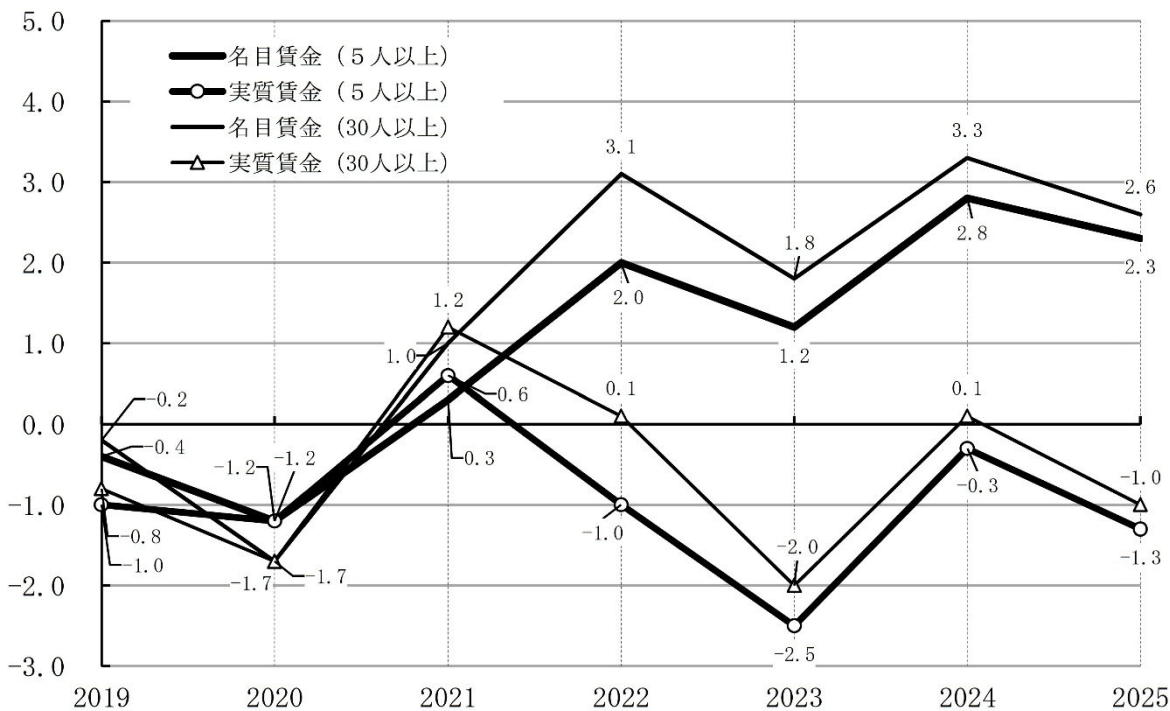
入職率と離職率を産業別（一般労働者、企業規模5人以上）にみると、入職率が最も高いのは「飲食サービス業等」で2.66%、離職率が最も高いのは同じく「飲食サービス業等」で2.50%であった。

一方で、実質賃金指数は、2020年平均＝100とすると98.0%で前年比1.3%*の減少で、2022年から4年連続の減少となった。賃上げにより名目賃金は増加したものの、物価上昇（特に食料品など）の勢いに追いついていない結果となった（図3）。

※持家の帰属家賃を除いた場合の消費者物価指数で実質化した数値

<図3> 名目賃金と実質賃金の前年比の動向 * ()内は企業規模

(単位：%)



<総務省「労働力調査 2025年平均結果の要約」より>

◆被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて ～「日本年金機構からのお知らせ 2月号」～

日本年金機構は2月18日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」2月号において、事業主に対して「被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合）」を掲載した。2026年4月1日からの健康保険の被扶養者認定は、年間収入*が下記要件を満たす場合に、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱うこととなる。「年収130万円未満」は従来通りだが、2026年3月までの実質年収から、労働契約上の年収（将来の予定）へ判定基準が明確化された。

*労働基準法第15条の規定に基づき公布される「労働条件通知書」等の労働契約によるもの。

年間収入要件

労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満*であり、かつ、他の収入が見込まれない場合であって、以下に該当するとき。

- 同居の場合
その収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満であること
- 別居の場合
その収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※・60歳以上の者または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満。ただし、障害年金などの給与以外の収入がある場合を除く。

・19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は150万円未満。

なお、「日本年金機構からのお知らせ」2月号には、上記以外に「被保険者資格取得届の個人番号欄はよくご確認のうえ、記入してください」、「社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めをお願いします」、「外国籍の従業員における厚生年金保険加入前後の国民年金に係る手続き」、「年金相談で『多言語通訳サービス』がご利用いただけます」が掲載された。

◆2025年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で84.8%

厚生労働省は2月27日、2025年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年12月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の84.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は753万月で、納付月数は639万月。

【2023年12月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.0ポイント増の85.5%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は643万月。

【2024年12月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.3%であった。納付対象月数は746万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.7%、2年経過納付率で新潟県の92.6%、1年経過納付率で新潟県の91.0%となった。